

# 事業所設置にかがる主な届出等

## ■ 消防関係

法令等	内容	申請期限等	届出先
消防法	○危険物製造所、貯蔵所、取扱所を設置する場合、許可が必要	設置前に許可が必要	橋本市 消防本部 予防課
	○圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱いをする場合	あらかじめ事前に	
	○消防用設備を設置・変更する場合、届出が必要	着工10日前 設置完了後4日以内	
	○防火(防災)管理者を選任(解任)する場合、届出が必要	遅滞なく	
高圧ガス保安法	○高圧ガス製造事業所・貯蔵所等を設置する場合、許可・届出が必要	設置前に許可が必要 届出の場合は事業開始の 20日前までに必要	橋本市 消防本部 予防課
火災予防条例	○下記のいずれかの行為を行う場合、届出が必要 ・指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いをする場合 ・指定可燃物指定数量5倍以上の貯蔵や取扱いをする場合 ・火気を使用する設備等を設置する場合	あらかじめ事前に	
		○防火対象物の使用を開始する場合	使用開始の7日前

## ■ 工場立地法

### 工場立地法の概要

#### 届出対象工場(特定工場)

- 業種 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光発電所は除く)
- 規模 敷地面積 9,000㎡以上 または 建築面積 3,000㎡以上

#### 工場立地法に関する準則

工場立地法の目的を達成するため、準則を策定し、遵守すべき項目をルール化しています。

- 生産施設面積率 敷地面積の30～65%以下(業種により異なる) ※下記一覧表を参照
- 緑地面積率 敷地面積の20%以上
- 環境施設面積率 敷地面積の25%以上(緑地を含む) ※うち15%以上は敷地周辺部に配置(25%のうち緑地20%以上。残り5%は緑地または緑地以外の環境施設)

#### 業種別生産施設面積率一覧表

業種の区分		上限
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く)	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぶん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く)及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

#### 届出期限

工事着手の90日前までに所定の書類を届出なければなりません。

#### 届出先

橋本市 経済推進部 企業誘致室 (TEL) 0736-33-1211

## 届出の種類

【新設届】 ●対象となる特定工場の新設を行う場合

【変更届】 ●下記の要件に該当するような製品の変更を行う場合  
・日本標準産業分類の他の小分類に属する業種となるようなとき  
・準則に示す生産施設面積率等が変わるとき

- 敷地面積が増減する場合
- 建築面積が増減する場合  
※ただし、生産施設面積の増加(スクラップ&ビルド含む)や緑地、環境施設面積の減少を伴わない場合は届出不要
- 緑地・環境施設の面積が変更となる場合  
※なお、緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合であっても届出は必要
- 届出者の氏名、住所変更及び工場の名称、所在地を変更する場合  
※ただし、交代による代表者氏名の変更は届出を必要としません

【承継届】 ●工場の譲り受け、合併等により特定工場の承継があった場合

## 緑地・環境施設について

### 緑地とは

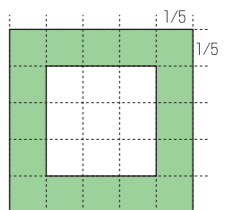
- 樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するもの。
- 低木、芝、その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設。

### 環境施設とは

- 下記の施設の用に供される区画された土地で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理されているもの。
- 緑地
  - 屋外運動場
  - 噴水、水流、池その他の修景施設
  - 太陽光発電施設 など

### 環境施設の配置

- 環境施設は、敷地面積の15%以上を敷地周辺部に配置しなければなりません。
- 敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5の距離だけ内側に入った点を結んだ線と、境界線との間に形成される部分をいいます。



### 補足説明

- 面積の算定は水平投影面積によります。
- 原材料もしくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりません。
- 1階が倉庫、2階が生産施設などの場合、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となり、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。  
ただし、例外的に同一建築分内の原材料もしくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所または食堂であって壁で明確に仕切られることにより、実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積を生産施設面積とすることができます。
- 投影法上、生産施設と太陽光発電施設が重複した場合、「生産施設」としても「環境施設」としてもカウントします。
- 駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下の駐車場は重複緑地として、緑地面積率の1/4までを限度として緑地に算入できます。
- 緑地の上に太陽光発電施設等を設置した場合、重複緑地として緑地面積率の1/4を限度として緑地に算入できます。